

平成 29 年 4 月 1 日から

# 違反対象物の公表制度

が始まりました。

## 違反対象物の公表制度とは

建物の利用者自らが、その建物についての防火安全性を判断できるよう、建物に重大な消防法令違反が認められる場合に、その名称、所在地、違反内容を公表するものです。

## 公表の対象となる建物



飲食店・百貨店等の不特定多数の方が利用する建物や、病院・福祉施設等の自力で避難をすることが難しい方が利用する建物です。(特定防火対象物)

## 公表の対象となる違反



対象となる建物のうち、義務付けられた消防用設備等(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備)が設置されていない建物が公表の対象となります。

## 公表の方法

和歌山市消防局ホームページに“違反対象物”として掲載します。

## 【建物関係者のみなさまへ】

重大な消防法令違反はもとより、火災予防上の不備がないように、消防用設備等を設置・維持管理するとともに、防火管理を適切に行ってください。

建物を利用する方の安全のため、法令遵守をお願いします。

所有・管理する建物で、用途変更(部分的な用途変更も含む)、増改築、建物同士の接続などの工事を行う場合には、最寄りの消防署へ必ずご相談ください。

これらの変更や工事を行ったことにより、公表の対象となる設備が必要となる場合があり、設置されていないときは公表の対象となります。

今後も、消防法令違反のある建物の関係者に対して、継続して改善指導を行ってまいります。



和歌山市消防局  
マスコットキャラクター  
ねびっちゃん

## 【問い合わせ先】

和歌山市消防局	予防課	査察班	073-427-0119
和歌山市消防局	中消防署	予防班	073-432-0119
和歌山市消防局	北消防署	予防班	073-452-0119
和歌山市消防局	東消防署	予防班	073-473-0119